

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
○ 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則
- 福島県教育委員会
- 福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
- 教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県人事委員会
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

規 則

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七号

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則（平成十六年福島県規則第十号）の一部を次のように改正する。
別表第三カドミウム及びその化合物の項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇

一ミリグラム」に改める。
別表第四カドミウム及びその化合物の項中「百五十ミリグラム」を「四十五ミリグラム」に改める。
別表第五カドミウム及びその化合物の項中「〇・三ミリグラム」を「〇・〇九ミリグラム」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。
様式第一号及び様式第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（水・大気環境課）

福島県規則第八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二福島さくら農業協同組合の項中「高久支店、夏井支店」及び「大野支店、川前支店」を削り、「大浦支店」を「四倉支店」に改め、「田人支店」、「二瀬支店、御代田支店」、「富田支店、芳賀支店」、「湖南西支店」及び「移支店、七郷支店」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和三年三月一日から適用する。

（出納総務課）

福 島 県 教 育 委 員 会

福島県教育委員会訓令第四号

教育委員会 育 庁
教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関
福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会公印規程（昭和三十六年福島県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号の表福島県郡山自然の家所長印及び福島県会津自然の家所長印の項を削り、同表福島県教育委員会附属機関代表者印の項中「19」を「17」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県教育委員会訓令第五号

教 育 庁

教育委員会の所管に属する教育機関

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十九日

福島県教育委員会

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(平成二十六年福島県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表双葉郡への学校設置に関する業務に従事する職員の項を削り、同表県立学校に係る学校管理及び人事管理の指導及び助言に関する業務に従事する職の項中「福島市舟場町二番一号」を「福島市杉妻町二番一六号」に改める。

第一号様式中「氏名(記名押印又は署名)」を「氏名

同様式注2中「ただし、出勤については、押印に代え〇印とすること。」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県人事委員会

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

福島県人事委員会

委員長 齋 藤 記 子

福島県人事委員会規則第三号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成十二年福島県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第四号を次のように改める。

四 条例第十五条第一項第四号の業務 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 従事した時間が引き続き二時間程度である業務 千八百円

イ 従事した時間が引き続き三時間程度である業務 二千七百円

ウ 大会等における児童又は生徒に対する指導業務で従事した時間が引き続き四時

間程度である業務 三千六百円

第十七条第一項中「障がい者総合福祉センター、総合療育センター」を「総合療育センター」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三 条例第二十條第一項第五号の業務 九百六十円

附則第十二項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第三項第四号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則(第十七条第一項及び第二項の改正規定に限る。)による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

(採用給与課)